を「第六十一条の二第十四項第二号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号中「第六十一条の二第十三項第二号」を「第六十一条の二第十四項第二号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号中「第六十一条の二第十三項第一号」を「第六十一条の二第十四項第一号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号を同項第十四号とし、同項第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号中「適格株式交換（適格株式交換」を「適格株式交換等（法第六十一条の二第九項に規定する金銭等不交付株式交換に限るものとし、適格株式交換等」に、「適格株式交換に係る」を「適格株式交換等に係る」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「適格株式交換」を「適格株式交換等」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「当該株式交換に係る株式交換完全子法人の株主に」を「法第六十一条の二第九項に規定する金銭等不交付株式交換に限る。）により交付を受けた」に、「法第六十一条の二第八項」を「同項」に、「株式のいずれか一方の株式以外の資産（当該株主に対する剰余金の配当として交付される金銭その他の資産及び株式交換に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたものに限る。）により交付を受けた当該株式交換完全親法人の株式又は当該親法人の株式　当該」を「株式当該株式交換に係る」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　株式分配（法第六十一条の二第八項に規定する金銭等不交付株式分配に限る。）により交付を受けた当該株式分配に係る法第二条第十二号の十五の二に規定する完全子法人（以下この号において「完全子法人」という。）の株式（同項の規定が適用される同項に規定する所有株式に対応して交付を受けたものに限る。）　当該株式分配に係る現物分配法人の株式の当該株式分配の直前の帳簿価額に当該株式分配に係る第百十九条の八の二第一項（株式分配の場合の譲渡対価の額及び譲渡原価の額等）に規定する割合を乗じて計算した金額（法第二十四条第一項第三号の規定により法第二十三条第一項第一号に掲げる金額とみなされた金額がある場合には当該金額を、当該完全子法人の株式の交付を受けるために要した費用がある場合にはその費用の額を、それぞれ加算した金額とする。）

第百十九条の三第十一項中「第四条の三第六項第一号」を「第四条の三第六項第一号イ」に改め、同条第十二項中「第四条の三第六項第一号」を「第四条の三第六項第一号イ」に、「同項第二号ロ又はハ」を「同項第二号イ(2)又は(3)」に改め、同条第十三項中「第四条の三第六項第一号」を「第四条の三第六項第一号イ」に改め、同条第十六項中「第六十一条の二第十五項」を「第六十一条の二第十六項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第六十一条の二第十七項」を「第六十一条の二第十八項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「適格株式交換等」を「適格株式交換等」に、「第四条の三第十六項第一号」を「第四条の三第十八項第一号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　内国法人の有する株式（以下この項において「旧株」という。）を発行した法人を現物分配法人とする株式分配が行われた場合には、所有株式（その旧株を発行した法人の株式で、その株式分配の直後にその内国法人が有するものをいう。以下この項において同じ。）のその株式分配の直後の移動平均法により算出した一単位当たりの帳簿価額は、その旧株のその株式分配の直前の帳簿価額からその旧株に係る法第六十一条の二第八項に規定する完全子法人株式対応帳簿価額を控除した金額をその所有株式の数で除して計算した金額とする。

第百十九条の四第一項中「（総平均法」を「（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法」に改め、「同条第十四項」の下に「に規定する株式分配、同条第十五項」を加え、「規定する適格株式交換」を「規定する適格株式交換等」に、「同条第十六項」に、「同条第十五項」を「同条第十七項」に、「前条各項」を「同条各項」に改め、同条第四項中「前条各項」を「同条各項」に改める。

第百十九条の七の二第三項中「第六十一条の二第八項」を「第六十一条の二第九項」に改める。

第百十九条の八第一項中「分割型分割の場合の譲渡対価の額及び譲渡原価の額」を「有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入」に、「旧株」を「所有株式」に、「みなし配当金額の計算方法」を「所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「旧株」を「所有株式」に改め、同項を同条第二項とする。

第百十九条の八の三の見出し中「譲渡原価の額」を「譲渡原価の額等」に改め、同条第一項及び第二項中「第六十一条の二第十五項」を「第六十一条の二第十六項」に改め、同条を第百十九条の八の四とする。

第百十九条の八の二中「第六十一条の二第十三項第一号」を「第六十一条の二第十四項第一号」に改め、同条を第百十九条の八の三とする。

第百十九条の八の次に次の一条を加える。

（株式分配の場合の譲渡対価の額及び譲渡原価の額等）

第百十九条の八の二　法第六十一条の二第八項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する所有株式を発行した法人の行つた株式分配の直前の当該所有株式の帳簿価額に当該株式分配に係る第二十三条第一項第三号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

2　前項に規定する所有株式を発行した法人は、株式分配を行つた場合には、当該所有株式を有していた法人に対し、当該株式分配に係る同項に規定する割合を通知しなければならない。

第百十九条の九第一項中「第六十一条の二第十七項」を「第六十一条の二第十八項」に、「第二十三条第一項第三号（みなし配当金額の計算方法」を「第二十三条第一項第四号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等」に、「第二十三条第一項第五号」を「第二十三条第一項第四号」に改める。

第百十九条の十第一項中「第六十一条の二第十九項第一号（空売りをした有価証券の譲渡対価の額」を「第六十一条の二第二十項第一号（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入」に改め、同条第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第百三十九条の三の二第一項から第三項まで」を「第百三十九条の三の二第一項、第二項又は第四項」に、「第六十一条の二第十九項に」を「第六十一条の二第二十項に」に改め、「合併等が」の下に「同条第二項に規定する金銭等不交付合併に該当する」を加え、「適格株式交換」を「同条第九項に規定する金銭等不交付株式交換に該当する適格株式交換等」に、「第九項」を「第十項」に、「第六十一条の二第十九項第二号」を「第六十一条の二第二十項第二号」に改め、同条第三項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第四項中「適格株式交換」を「適格株式交換等」に改める。

第百十九条の十一第一項中「第六十一条の二第二十一項」を「第六十一条の二第二十二項」に改め、同項第一号中「時価法により評価した金額」を「評価益又は評価損の益金又は損金算入等」に改める。

第百十九条の十一の二第一項及び第二項中「第六十一条の二第二十二項」を「第六十一条の二第二十三項」に改め、同項第二号中「合併に」を「金銭等不交付合併に」に、「おける当該合併」を「おける当該金銭等不交付合併」に改め、同項第三号中「旧株」を「所有株式」に、「有していた」を「有する」に改め、同項第五号中「第六十一条の二第八項」を「第六十一条の二第九項」に、「株式交換に」を「金銭等不交付株式交換に」に、「おける当該株式交換」を「おける当該金銭等不交付株式交換」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　当該内国法人が所有株式（当該内国法人が有する株式をいう。）を発行した法人の法第六十一条の二第八項に規定する金銭等不交付株式分配により法第二条第十二号の十五の二に規定する完全子法人の株式の交付を受けた場合で当該完全子法人の株式が親法人株式であるときにおける当該金銭等不交付株式分配

第百十九条の十一の二第三項中「第六十一条の二第二十二項」を「第六十一条の二第二十三項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改め、同条第四項中「第六十一条の二第二十二項」を「第六十一条の二第二十三項」に改める。